

自動車運転者損害賠償責任保険 ご契約のしおり

ドライバー

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災 お客様センター 自動車保険専用窓口

0120-228-303

*携帯電話・PHSからもご利用になります。

平 日：午前9:00～午後6:00
土日祝：午前9:00～午後5:00
(年末年始を除きます)

事故の受付・ご相談は…

富士火災 セイフティ24コンタクトセンター

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になります。

24時間・365日
受け付けてあります。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 お客様の声室

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になります。

平 日：午前9:00～午後7:00
土日祝：午前9:00～午後5:00
(年末年始を除きます)

弊社との間で問題を解決できない場合は…

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

*電話料金はお客様負担となります。

平 日：午前9:15～午後5:00
(年末年始を除きます)

電話番号はおかげ間違えのないように

自動車運転者損害賠償責任保険普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、自動車運転者損害賠償責任保険についての重要な事項を記載したもので、わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく取扱代理店・営業社員におたずねください。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。



富士火災海上保険株式会社

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

◆ 目 次 ◆

1. 自動車運転者損害賠償責任保険(ドライバー保険)のご案内

I. ご契約についてご注意いただきたいこと	1 頁
1. ご契約時にご注意いただきたいこと	
2. 引受条件について	
3. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）	
4. 記名被保険者の年齢区分	
5. 保険責任開始時期	
6. ご契約後にご連絡いただく事項	
7. 重大事由による解除	
8. ご契約の無効・取消しについて	
9. ご契約を解約される場合	
10. 団体扱・集団扱のご契約について	
11. その他	
II. 主な補償について	3 頁
1. 相手方に対する賠償に関する補償	
2. ご自身や同乗者への補償	
3. 免責金額（自己負担額）について	
III. 保険料について	4 頁
1. 保険料	
2. 保険料の払込方法および払込手段	
3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い	
4. ドライバー等級別料率制度について	
IV. 事故が起った場合のお手続について	5 頁
1. 万一、事故が起つたら…	
2. 必ず弊社にご相談願います	
3. 交通事故証明書を忘れずに	
4. 相手の方には誠意をもって	
5. 事故の際の「過失相殺」について	
6. 自賠責保険との一括払	
7. 相手の方からの直接請求制度	
8. 保険金請求権の時効	
9. 事故発生から解決までの流れ	
V. 保険金のお支払いについて	6 頁
1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等	
2. 保険金のお支払時期について	
VI. ご連絡先一覧	7 頁

2. 自動車運転者損害賠償責任保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項	9 頁
第2章 自損事故条項	10 頁
〈別表〉 後遺障害等級表	11 頁
第3章 基本条項	14 頁
〈別表〉 短期料率表	16 頁

3. 特 約

下表の条件にしたがって特約が適用されます。

適用条件	番号	適用される特約	掲載頁
ご自身や搭乗者等の補償に関する特約			
保険証券の「搭乗者傷害保険」欄に保険金額が記載されている場合	1	搭乗者傷害特約	17 頁
保険料の払込方法に関する特約			
保険証券に「追加保険料口座振替特約」の記載がある場合	2	追加保険料口座振替特約	21 頁
保険証券に「初回保険料口座振替特約」の記載がある場合	3	初回保険料口座振替特約	21 頁
保険証券に「コンビニ払特約」の記載がある場合	4	コンビニ払特約	22 頁
保険証券に「クレジットカード払特約」の記載がある場合	5	クレジットカード払特約	22 頁
保険証券に「追加保険料払込猶予特約」の記載がある場合	6	追加保険料払込猶予特約	23 頁
団体扱・集団扱に関する特約			
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般A」の記載がある場合	7	団体扱特約（一般A）	23 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般B」の記載がある場合	8	団体扱特約（一般B）	23 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「一般C」の記載がある場合	9	団体扱特約（一般C）	24 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「官公署」の記載がある場合	10	団体扱特約	25 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「官公署（口振）」の記載がある場合	11	団体扱特約（口座振替方式）	25 頁
団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されており、かつ、各特約の「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	12	追加保険料特約（団体扱用）	26 頁
保険証券の「団体扱・集団扱」欄に「集団扱」の記載がある場合	13	集団扱特約	26 頁
集団扱特約が適用されており、かつ、「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	14	追加保険料特約（集団扱用）	27 頁
団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替方式）または集団扱特約が適用されており、かつ、各特約の「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」または「集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されている場合	15	追加返還保険料の集金者経由払特約	27 頁
ご契約の手続きに関する特約			
保険証券に「通信販売特約」の記載がある場合	16	通信販売特約	27 頁
保険証券に「共同保険特約（会社名、分担割合）」の記載がある場合	17	共同保険特約	28 頁

自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）のご案内

用語のご説明

このご案内の中で使用される主な保険用語についてご説明します。

なお、普通保険約款および特約の文中で、以下の内容より詳細な説明、または一部異なる定義を行っている場合があります。この場合は、普通保険約款および特約の記載を優先しますのでご注意ください。

用語		ご説明
き	既経過期間	保険開始日から解約日・解除日までの期間をいいます。
	危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
し	自家用8車種	用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。
	借用自動車	次の条件をすべて満たす自動車をいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者もしくは記名被保険者の同居の親族が所有する自動車および記名被保険者が役員となっている法人が所有する自動車は対象なりません。 ① 記名被保険者がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理中の自動車であること。 ② 用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車であること。
た	親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。
た	短期契約	保険期間が1年未満の保険契約をいいます。
	団体扱に関する特約	団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約および団体扱特約（口座振替方式）をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
ひ	被保険者	ご契約いただいた保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ほ	保険期間	ご契約いただいた保険契約で補償の対象となる期間をいいます。
	保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いすべき事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（支払限度額）をいいます。
む	無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかつたものとして取扱うことをいいます。
め	免責金額（自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
よ	用途車種	登録番号標等（車両番号標および標識番号標を含みます。）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

I ご契約についてご注意いただきたいこと

1. ご契約時にご注意いただきたいこと

(1) 領収証の発行

保険料をお支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」などをセットされた場合を除き、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、ご確認ください。

(2) 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(3) お客様に関する情報のお取扱い

「お客様に関する情報のお取扱い」に関するご説明を自動車保険契約申込書（お客様控）の裏面等に記載しておりますので、あわせてお読みください。

＜契約等情報交換制度＞

弊社は、本保険契約に関するお客様に関する情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

2. 引受条件について

(1) 保険金額の設定について

保険金額の設定につきましては補償の項目ごとに保険金額をお決めいただくものと、あらかじめ弊社で保険金額を設定させていただいているものがあります。

なお、ご契約に適用される保険金額については申込書・保険証券等にてご確認ください。

(2) 記名被保険者について

この保険契約の記名被保険者は運転免許証所持者とします。また記名被保険者を変更することはできません。

3. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）

ご契約者または記名被保険者になる方には、申込書に記載された危険（損害または傷害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目（以下「告知事項」といいます。）についてご契約時に事實を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。告知事項について、ご契約者や記名被保険者になる方の故意または重大な過失により、事實をお申出いただかなかった場合や、事實と異なることをお申出された場合は、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご契約内容を今一度ご確認ください。

告知事項の主な項目は次のとおりです。

- 前契約※がある場合は、前契約※の事故件数など
- ドライバー保険年齢区分

※ 前契約には、弊社以外の保険会社との保険契約を含みます。

など

4. 記名被保険者の年齢区分

記名被保険者になる方の年齢により、「21歳未満」または「21歳以上」の年齢区分に対応する保険料を適用します。

5. 保険責任開始時期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まります。

(2) 保険料は、保険料払込みに関する「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットした場合を除いて、保険料はご契約と同時に支払ください。保険期間が始まった後であっても、ご契約の取扱代理店・営業社員または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

6. ご契約後にご連絡いただく事項

次のような項目に該当する場合には、直ちに取扱代理店・営業社員までご通知ください。

- 記名被保険者の年齢区分を変更する場合
- ご契約者の住所または通知先を変更する場合

など

7. 重大事由による解除

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合や、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求に関して詐欺を行った場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

8. ご契約の無効、取消しについて

- (1) ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、このご契約は無効となります。この場合、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。
- (2) ご契約者または記名被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、弊社はこのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

9. ご契約を解約される場合

●解約と解約返れい金について

保険期間の中途で解約等があった場合、下記の計算式に従い計算した保険料を返還いたします。なお、未領収の保険料がある場合は、下記の返還保険料との差額を精算していただきます（解約に伴い、解約日までの期間に応じてお支払いいただくべき保険料について、追加の請求をさせていただくことがあります。）。

（注）短期契約については、お取扱いが下記とは異なります。

《返還保険料の計算方法》

$$\text{年間適用保険料} \times (1 - \text{既経過期間に対応する係数}) = \text{返還保険料}$$

上記計算式中の「既経過期間に対応する係数」は、下記(1)または(2)のいずれかにより適用します。

- (1) ご契約者のお申出によりご契約を解約される場合

上記計算式における既経過期間に対応する係数は、払込方法によって①または②のいずれかの係数を適用します。

- ① ②以外のご契約は、下表の「短期料率」を適用します。

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率	20%	25%	30%	40%	50%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

（注）既経過期間が15日を超える場合、既経過期間のうち1か月に満たない期間については「1か月」として計算します。例えば、2011年4月1日から1年間のご契約で、2011年11月8日にご契約を解約された場合、2011年11月1日から11月8日までを「1か月」とみなし、既経過期間は「8か月」となります。

- ② 団体扱に関する特約または集団扱特約をセットしているご契約は、下表の「月割短期料率」を適用します。

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割短期料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

（注）既経過期間のうち1か月に満たない期間については「1か月」として計算します。例えば、2011年4月1日から1年間のご契約で、2011年11月8日にご契約を解約された場合、2011年11月1日から11月8日までを「1か月」とみなし、既経過期間は「8か月」となります。

(2) 中途更改の場合

前記計算式における既経過期間に対応する係数には、前記の「月割短期料率」を適用します。

（注）中途更改とは、現在の保険契約を保険期間の中途で一旦解約し、同一のご契約者および記名被保険者で、その解約日を保険開始日とする新たな保険契約を弊社と締結することをいいます。

●現在のご契約を解約され新たにご契約される場合

現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約を締結されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

- (1) 解約時には既経過期間に応じて返還保険料をお支払いすることがありますが、返還保険料は原則として保険期間から既経過期間を差し引いた残りの保険期間分よりも少くなります（例えば、保険期間1年・一時払のご契約を保険開始日から6か月後に解約した場合、返還保険料はお支払いいただいた保険料の半分よりも少くなります。）。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできることがあります。
- (2) 新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となることがあります。
- (3) 新たなご契約のドライバー等級の進行が、解約されない場合と比べて不利になることがあります。

10. 団体扱・集団扱のご契約について

	団体扱	集団扱
ご契約者	① 企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ② 退職者の方※ ¹	① 集団自身※ ² ② ①に勤務されている方 ③ 集団を構成する法人または個人 ④ ③に勤務されている方
記名被保険者	① ご契約者 ② ご契約者の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族 ⑤ ご契約者となる「集団自身※ ² および集団を構成する法人または個人」に勤務されている方（集団扱契約の場合のみ）	

※1 退職者を団体に含めて取扱う手続をとっている場合に限ります。

※2 集団自身であっても、ご契約者の対象から一部除かれるケースがあります。

団体扱に関する特約・集団扱特約をご契約いただけるのは、お勤め先等と弊社の間で「保険料集金に関する契約書」を交わしている場合で、「ご契約者」および「記名被保険者」が上記の条件を満たす場合に限ります。

（注）次のような理由により、保険期間の中途で団体扱に関する特約・集団扱特約が効力を失うことがあります。この際、保険料が分割して払い込まれている場合には、残りの保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 退職等により給与の支払いを受けなくなった場合
- 資本関係の変更等により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなつた場合
- 保険契約者を団体扱・集団扱の範囲外の方に変更した場合
- 脱退や退職等の理由により、その構成員でなくなつた場合

など

11. その他

(1) 満期返れい金・契約者配当金について

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(2) 保険料率の改定について

ご契約の保険期間中に、弊社において保険料率の改定や割引・割増制度の新設・改定などがあった場合でも、保険開始日時点における保険料率を適用いたしますので、保険期間の中途で保険料の変更はいたしません。なお、これらの改定

があった後に、ご契約をいったん解約し再度保険契約を締結する場合や、ご契約の保険期間満了後に継続契約を締結する場合等は、改定後の保険料率を適用いたします。

また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合はその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金・解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じことがあります。

この保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。全額補償されるものではありません。保険金・解約返れい金などは原則として下表の割合で補償されます。

詳しくは、弊社ホームページ (<http://www.fujikasai.co.jp/>) をご覧いただくな。取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

	保険金	解約返れい金 など
補償割合	100 % (破綻後 3か月以内の事故)	80 %
	80 % (破綻後 3か月経過後の事故)	

II 主な補償について

1. 相手方に対する賠償に関する補償

● 対人賠償責任保険

～自動車事故で他人にケガをさせた場合などのための保険～

(1) 保険金をお支払いする主な場合

借用自動車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、相手方 1名につき自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ② 借用自動車を競技、曲技^{※1}もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ③ 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ④ ご契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害
- ⑤ 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- ⑥ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務^{※2}のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故により記名被保険者が被った損害
- ⑦ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって記名被保険者が被った損害
 - ・記名被保険者の父母、配偶者またはお子さま
 - ・記名被保険者の業務^{※2}に従事中の使用人

など

※ 1 競技、曲技のための練習を含みます。

※ 2 家事を除きます。

● 対物賠償責任保険

～自動車事故で他人の財物を壊した場合などのための保険～

(1) 保険金をお支払いする主な場合

借用自動車の自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額を限度[※]に保険金をお支払いします。

- ※ 保険金額が 10 億円を超える場合（保険金額が無制限の場合など）、「借用自動車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故」や「航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故」等は、10 億円が限度となります。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ② 借用自動車を競技、曲技^{※1}もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行なうことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ③ 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害
- ④ ご契約者、記名被保険者の故意によって生じた損害
- ⑤ 台風、洪水、高潮によって生じた損害
- ⑥ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務^{※2}のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故により記名被保険者が被った損害
- ⑦ 次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって記名被保険者が被った損害
 - ・記名被保険者
 - ・記名被保険者の父母、配偶者またはお子さま

など

※ 1 競技、曲技のための練習を含みます。

※ 2 家事を除きます。

2. ゴ自身や同乗者への補償

● 自損事故保険

～ご自分の運転ミスによる、お体のケガなどを補償する保険～

(1) 保険金をお支払いする主な場合

借用自動車の自動車事故[※]により、被保険者が死傷された場合、または後遺障害が生じた場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときに、保険金をお支払いします。

※ 自損事故保険における自動車事故とは、借用自動車の運行に起因する事故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の各種装置の使用または操作も含まれます。
事故の状況により、次の保険金もお支払いします。

介護費用保険金

約款に定める重度の後遺障害が生じ、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害保険金に加えて 200 万円をお支払いします。詳しくは、普通保険約款自損事故項第7条（1）表中③をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた傷害、核燃料物質等によって生じた傷害
- ② 借用自動車を競技、曲技^{※1}もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行なうことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害
- ③ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- ④ 異常かつ危険な方法で借用自動車に乗車中の方に生じた傷害
- ⑤ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた傷害
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- ⑦ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害（その方の受け取るべき金額部分）
- ⑧ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務^{※2}のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故により被保険者に生じた傷害

など

※ 1 競技、曲技のための練習を含みます。

※ 2 家事を除きます。

●搭乗者傷害特約

～借用自動車に乗車中の方の、お体のケガなどを補償する特約～

(1) 保険金をお支払いする主な場合

自動車事故※により、借用自動車に乗車中の方が死傷された場合、または後遺障害が生じた場合に、被保険者1名ごとに所定の保険金をお支払いします。

※ 搭乗者傷害特約における自動車事故とは、借用自動車の運行に起因する事故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の各種装置の使用または操作も含まれます。

事故の状況により、次の保険金をお支払いします。

重度後遺障害特別保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害※が生じ、かつ、介護の必要が認められた場合に、1名保険金額の10%をお支払いします(100万円限度)。

重度後遺障害介護費用保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害※が生じ、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害支払保険金の50%をお支払いします(500万円限度)。

※ 重度後遺障害とは、約款に定める後遺障害等級表(以下、「別表」といいます。)の1、または別表の2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払割合を保険金額に乘じた額が支払われるべき後遺障害または別表の2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害をいいます。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波によって生じた傷害、核燃料物質等によって生じた傷害
- ② 借用自動車を競技、曲技^{※1}もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行なうことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害
- ③ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- ④ 異常かつ危険な方法で借用自動車に乗車中に生じた傷害
- ⑤ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその借用自動車に乗車中にその本人に生じた傷害
- ⑥ 無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができるないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合、その本人に生じた傷害
- ⑦ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた傷害
- ⑧ 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害(その方の受け取るべき金額部分)
- ⑨ 記名被保険者が、記名被保険者の使用者の業務^{※2}のために、その使用者の所有する自動車を運転中に生じた事故により被保険者に生じた傷害

など

※1 競技、曲技のための練習を含みます。

※2 家事を除きます。

3. 免責金額(自己負担額)について

対物賠償責任保険では、免責金額の設定が可能です。ご契約に適用される免責金額については、申込書・保険証券等をご確認ください。

III 保険料について

1. 保険料

保険料は、保険金額・保険期間・払込方法および払込手段・ドライバー保険年齢区分・適用されるドライバー等級などにより決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書・保険証券にてご確認ください。

2. 保険料の払込方法および払込手段

保険料の払込方法および払込手段は下表のとおりです。

払込手段	払込方法		
	一時払 (一括払)	分割払	
		初回保険料	2回目以降
口座振替方式	○ ^{※1}	×	×
直接集金方式	○	×	×
コンビニ払方式	○	×	×
クレジットカード払方式 ^{※2}	○	×	×
団体扱・集団扱 ^{※3}	○	○	○

※1 「初回保険料口座振替特約」がセットされたご契約に限ります。

※2 クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなります。

※3 お勤め先(団体)や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能ですが(団体扱契約・集団扱契約)。この場合、一括払では保険料の割引(5%)が適用されます。

(注) 保険期間が1年でないご契約の場合、払込方法および払込手段は上記と異なります。

3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 「初回保険料口座振替特約」をセットした場合には、一時払の保険料を口座振替でお支払いいただくことができます。なお、払込期日の属する月の翌々月末^{※1}までお支払いの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料のお支払がない場合には、保険開始日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできず、また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 「コンビニ払特約」をセットした場合には、一時払の保険料をコンビニエンスストア等でお支払いいただくことができます。なお、払込期日の属する月の翌月末までに保険料のお支払いがない場合には、保険開始日以降に生じた事故による損害または傷害に対して保険金をお支払いできず、また、ご契約を解除させていただくことがあります。

口座振替の場合、金融機関所定の振替日(通常は該当月の26日)が保険料払込期日^{※2}となります。

(注1) ドライバー等級7～20等級のご契約が解除となった場合、現在適用されているドライバー等級別割引を、今後締結する契約に適用することができなくなりますのでご注意ください。

(注2) 保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払保険料を請求させていただくことがあります。

※1 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限り、翌々月末となります。それ以外の場合には、翌月末が猶予期限となります。

※2 振替日(払込期日)が金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が振替日(払込期日)となります。

4. ドライバー等級別率制度について

弊社では、ご契約者の皆さまの保険料負担の公平化を図る観点から、ご契約前の契約の保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数等を保険料に反映させるため、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割引・割増される「ドライバー等級別割引・割増制度」を採用しています。

保険期間が1年の場合^{※1}、1年間保険事故がなかったときには、継続されるご契約の等級は現在の等級に「1」を加えた等級、保険事故があったときには、継続されるご契約の等級は事故1件につき現在の等級から「3」を引いた等級になります。

す**²。

※1 短期契約の場合はお取扱いが異なります。

※2 「搭乗者傷害特約」にかかる保険金のみお支払いする事故については事故件数に含めません。

(注) 他の自動車保険契約におけるノンフリート等級と自動車運転者損害賠償責任保険におけるドライバー等級は、相互に継承することができません。

(1) 初めてご契約される場合の等級

初めてご契約される場合は「6」等級となります。

(2) 継続してご契約される場合の等級

前契約の保険期間が1年の場合、1年間保険事故がなかったときには、継続されるご契約の等級は現在の等級に「1」を加えた等級になり、保険事故が発生したときには、継続されるご契約の等級は事故1件につき現在の等級から「3」を引いた等級になります。

等級別の割引・割増率は下表のとおりです。

保険開始日：2011年4月1日～2012年3月31日

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・ 割増率 (%)	割増										割引									
52	26	10	1	10	17	23	30	33	40	40	45	50	50	55	55	58	59	61	63	

保険開始日：2012年4月1日以降

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・ 割増率 (%)	割増										割引									
52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63	

(注) ご契約の補償内容および契約条件によっては、上記の割引・割増率とならない場合があります。

【ご注意】

1. 前契約の満期日・解約日の翌日から7日以内に新たにご契約をされない場合や前契約が解除となった場合は、原則として前契約の割引（7～20等級）を継承することはできません。
2. 前契約には、弊社以外の保険会社との保険契約を含みます。

IV 事故が起きた場合のお手続について

1. 万一、事故が起きたら…

- ① ケガ人の救助および二次災害の防止に努めてください。
- ② 警察へ連絡してください。
- ③ 次のような確認すべきことはメモをとります。
 - ・事故発生の日時・場所および事故の状況
 - ・相手の住所・氏名（名称）・連絡先・車のナンバーなど
 - ・目撃者の住所・氏名（名称）・連絡先など
 - ・お車の修理先
- ④ 富士火災に連絡してください。
事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店・営業社員または『セイフティ24コンタクトセンター』までご連絡ください。

『セイフティ24コンタクトセンター』

0120-220-557

24時間・365日受け付けております。

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

2. 必ず弊社にご相談願います

相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず事前に弊社にご相談いただき、承認を得てください（事故現場で示談交渉をしないでください）。

(注) 正当な理由がなくご相談いただけなかった場合、損害賠償責任がないと認められる額やご相談いただけなかったことにより弊社が被った損害の額を差し引いて保険をお支払いすることができます。

3. 交通事故証明書を忘れずに

自動車事故による保険金のご請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）が必要となります。

この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんので、事故が起きた場合にはまず警察署への届出をすることが大切です。

4. 相手の方には誠意をもって

対人事故または対物事故が発生した場合には、相手の方に対するお見舞、お詫び、死亡事故の場合の葬儀参列等、できる限り相手の方に対して誠意をつくすことが、円満に解決するためには何よりも重要です。

5. 事故の際の「過失相殺」について

対人事故または対物事故において、事故の原因について相手の方にも過失（注意を怠った責任）があった場合に、公平の原則から相手方の責任（過失割合）部分を損害額から減額して賠償することをいいます。過失割合は事故状況によって異なりますが、裁判例による基本的な基準があります。過失割合を相手の方と交渉する場合は、事前に弊社と十分打ち合わせをしてください。

6. 自賠責保険との一括払

対人事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者からこの保険の保険金と自賠責保険金（既に支払われた保険金を除きます。）とを同時にご請求された場合には、弊社が一括してお支払いすることができます。

この場合、自賠責保険が他の保険会社に契約されているときでも、弊社はその自賠責保険金を立替えて一括払を行います。

なお、自賠責保険との一括払ができない場合もありますので、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

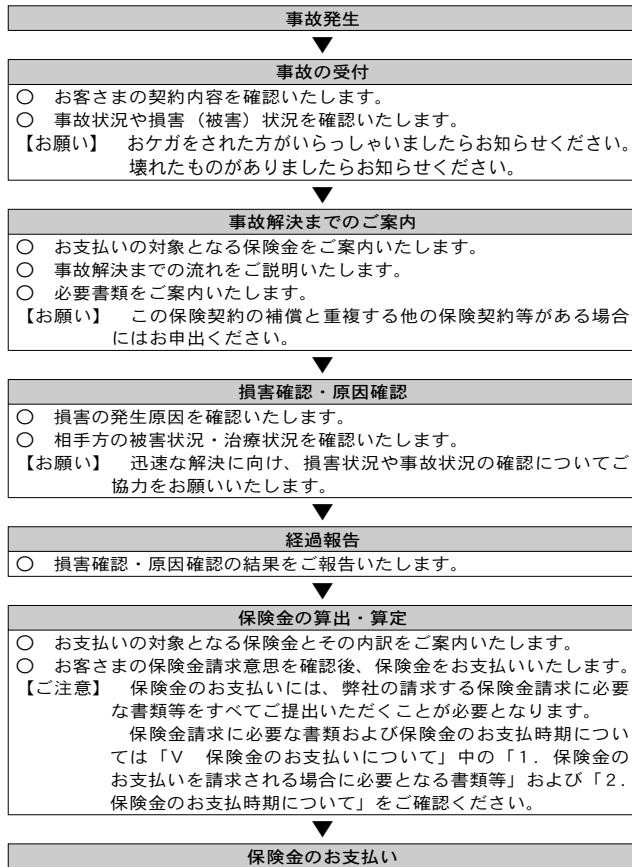
7. 相手の方からの直接請求制度

対人事故で保険金が支払われる場合、相手の方が保険金相当の損害賠償額を弊社へ直接請求することもできます。

8. 保険金請求権の時効

保険金請求権については、時効（3年）がありますので、ご注意ください。保険金請求権等が発生する時期などの詳細は、普通保険約款・特約をご確認下さい。

9. 事故発生から解決までの流れ



V 保険金のお支払いについて

1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等

保険金を請求する際には、次のうち弊社がご請求した書類を提出していただく必要があります。

- (1) 弊社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます。）
- (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
(注) 人の死傷を伴う事故またはご契約のお車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (3) 保険金請求権者であることを証明する書類

書類の例 ○委任状 ○印鑑証明書 ○戸籍謄本
○成年後見決定通知（写） ○未成年者用念書
○家族関係の証明書類〔住民票、健康保険証（写）等〕

など

(4) 損害賠償責任に関する保険金の支払をご請求する場合に必要となる書類

- ① 損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例 ○示談書またはこれに代わるべき書類
○事故発生状況報告書 ○写真

など

- ② 損害賠償の額を示す書類

書類の例 ○修理見積書、請求明細書、損害物写真
○交通費・諸費用の明細書
○診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、死亡診断書・死体検案書、施術証明書兼施術費明細書
○休業損害立証資料〔休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告書（写）等〕
○レンタルなどの検査資料 ○葬儀費用明細
○領収書 ○その他の費用の支出を示す書類

など

③ その他の書類

書類の例 ○自賠責保険証明書（写）
○被害者の調査同意書（弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）

など

(5) 被保険者の傷害等により発生した損害・費用等に関する保険金の支払をご請求する場合に必要となる書類

- ① 保険事故の発生を示す書類

書類の例 ○自賠責保険支払不能通知書

など

- ② 損害の額を示す書類

書類の例 ○診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、死亡診断書・死体検案書、施術証明書兼施術費明細書、治療状況申告書
○レンタルなどの検査資料

など

③ その他の書類

書類の例 ○自動車検査証（写）
○調査同意書（弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）
○免許証（写） ○原動機付自転車販売証明（写）

など

2. 保険金のお支払時期について

弊社は、前記「1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等」の書類をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項※1の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、約款に定める特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は前記「1. 保険金のお支払いを請求される場合に必要となる書類等」の書類をご提出いただいた日から別に定め

る期日^{※2}までに保険金をお支払いします。詳しくは普通保険約款および特約をご確認ください。

- ※ 1 保険金をお支払いするために確認が必要な事項は以下のとおりです。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について記名被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- ※ 2 特別な照会または調査が必要な場合、及びそれぞれの場合の期日は以下のとおりです。
- ① 上記※ 1 ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180 日
 - ② 上記※ 1 ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 上記※ 1 ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における上記※ 1 ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤ 上記※ 1 ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

VI ご連絡先一覧

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不明な点またはご不満な点がある場合には、弊社のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じてありますので、あわせてご利用ください。

●自動車保険請求相談センター

日本損害保険協会が全国 48か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の請求に関する相談・苦情を専門の相談員が受け付けています。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

センター名	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区北一条西 7-1 三井住友海上札幌ビル 7 階	011(290)1881
青森	青森市橋本 2-19-3 三井住友海上青森ビル 6 階	017(722)1025
盛岡	盛岡市中央通り 2-2-5 住友生命盛岡ビル 10 階	019(651)4495
秋田	秋田市山王 2-1-43 三井住友海上秋田ビル 5 階	018(823)5922
仙台	仙台市青葉区一番町 1-3-1 ニッセイ仙台ビル 3 階	022(223)9222
山形	山形市香澄町 3-1-7 朝日生命ビル 2 階	023(633)0589
郡山	郡山市駅前 2-10-15 住友生命郡山ビル 6 階	024(933)4850
新潟	新潟市中央区本町七番町 1082 日本興亜新潟ビル 5 階	025(228)8233
水戸	水戸市三の丸 1-4-73 水戸三井ビル 10 階	029(226)1693
宇都宮	宇都宮市大通り 1-4-22 住友生命宇都宮第 2 ビル 9 階	028(621)6463

さいたま	さいたま市中央区上落合 1-12-16 あいおい損保さいたまビル 4 階	048(854)9463
千葉	千葉市中央区弁天 1-15-3 大宗北口ビル 7 階	043(284)7955
東京	千代田区神田淡路町 2-9 損保会館	03(3255)1377
立川	立川市曙町 2-35-2 A-O-N-E ビル 12 階	042(525)9216
前橋	前橋市南町 3-9-5 大同生命前橋ビル 5 階	027(223)2316
長野	長野市南千歳 1-15-3 T S ビル 3 階	026(226)3582
甲府	甲府市丸の内 3-1-6 山梨 316 ビル 3 階	055(228)8335
横浜	横浜市西区北幸 1-4-1 横浜天理ビル 21 階	045(323)6211
静岡	静岡市葵区吳服町 1-1-2 静岡吳服町スクエアビル 8 階	054(252)3334
富山	富山市桜橋通 1-18 住友生命富山ビル 10 階	076(432)2294
金沢	金沢市南町 5-16 金沢共栄火災ビル 4 階	076(232)0214
福井	福井市中央 3-6-2 損保ジャパン福井ビル 6 階	0776(22)3282
名古屋	名古屋市中区栄 4-5-3 K D X 名古屋栄ビル 4 階	052(263)7875
岐阜	岐阜市橋本町 2-20 濃飛ビル 2 階	058(252)7513
四日市	四日市市諏訪栄町 1-12 朝日生命四日市ビル 7 階	059(353)5946
大津	大津市中央 3-1-8 大津第一生命ビル 8 階	077(525)3954
京都	京都市中京区烏丸通四条上ル筈町 688 第 15 長谷ビル 5 階	075(211)9601
大阪	大阪市中央区北浜 2-6-26 大阪グリーンビル 9 階	06(6202)2640
奈良	奈良市大宮町 6-2-19 奈良東京海上日動ビル 3 階	0742(35)1751
和歌山	和歌山市美園町 3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル 5 階	073(431)6290
神戸	神戸市中央区御幸通 4-2-20 三宮中央ビル 6 階	078(222)7220
鳥取	鳥取市今町 1-103 住友生命鳥取ビル 3 階	0857(24)4233
松江	松江市御手場町伊勢宮 565-8 松江東京海上日動ビル 3 階	0852(24)2165
岡山	岡山市北区幸町 8-22 三井住友海上火災岡山ビル 3 階	086(232)7020
広島	広島市中区紙屋町 1-2-29 損保ジャパン東京建物広島ビル 6 階	082(247)5003
山口	山口市泉郡町 7-11 損保ジャパン山口ビル 5 階	083(925)0999
高松	高松市塩屋町 10-1 共栄火災ビル 6 階	087(821)0389
徳島	徳島市八百屋町 2-7 朝日生命徳島ビル 7 階	088(622)5279
松山	松山市三番町 4-12-7 三井住友海上松山三番町ビル 3 階	089(945)2335
高知	高知市堺町 2-26 高知中央第一生命ビル 4 階	088(825)0318
福岡	福岡市中央区大名 2-4-30 西鉄赤坂ビル 9 階	092(713)7318
佐賀	佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 7 階	0952(29)8768
長崎	長崎市万才町 3-5 朝日生命長崎ビル 10 階	095(824)2571
大分	大分市都町 1-1-23 住友生命ビル 6 階	097(536)5043
熊本	熊本市辛島町 8-23 桜ビル辛島町 4 階	096(324)8740
宮崎	宮崎市広島 1-18-13 宮崎第一生命ビル新館 5 階	0985(28)1199
鹿児島	鹿児島市中央町 12-2 明治安田生命鹿児島中央町ビル 5 階	099(252)3466
沖縄	那覇市久米 2-2-20 大同火災久米ビル 9 階	098(868)8950

(2010 年 6 月現在)

●そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）

日本損害保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として国の指定を受け、損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申立てを受け付けています。

（通話料はご利用者負担になります。）

固定電話・携帯電話 : 0570-022808

P H S ・ I P 電話 : 03-4332-5241

受付時間： 平日 9:15～17:00 (12月30日～1月4日を除きます。)

●財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談のあっ旋を無料で行っています。

<示談のあっ旋をしている主な相談所>

相談所名	所在地	電話番号
本部	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03(3581)4724
札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011(251)7730
岩手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階弁護士会内	019(623)5005
仙台	仙台市青葉区一番町2-9-18 弁護士会館内	022(223)2383
山形	山形市七日町2-7-10 N A N A - B E A N S 8階	023(635)3648
水戸	水戸市大町2-2-75 弁護士会館内	029(221)3501
栃木	宇都宮市小幡2-7-13 弁護士会館内	028(622)2008
前橋	前橋市大手町3-6-6 弁護士会内	027(234)9321
埼玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666
千葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043(227)8530
東京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03(3581)1782
横浜	横浜市中区日本大通9 弁護士会内	045(211)7700
山梨	甲府市中央1-8-7 弁護士会内	055(235)7202
新潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025(222)5533
富山	富山市長柄町3-4-1 弁護士会内	076(421)4811
福井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階 弁護士会内	0776(23)5255
岐阜	岐阜市端詰町22 弁護士会内	058(265)0020
静岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054(252)0008
沼津	沼津市御幸町21-1 弁護士会支部内	055(931)1848
浜松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053(455)3009
名古屋	【相談】名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 名古屋法律相談センター 【示談あっ旋】名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052(252)0044 052(221)7097
三重	津市中央3-23 弁護士会内	059(228)2232
滋賀	大津市梅林1-3-3 弁護士会内	077(522)2013
京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075(231)2378
大阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06(6364)8289
神戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 弁護士会分館内	078(341)1717
奈良	奈良市中筋町22-1 弁護士会内	0742(26)3532
岡山	岡山市北区南方1-8-29 弁護士会内	086(234)5888
広島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
山口	山口市黄金町2-15 弁護士会内	083(922)0087
高松	高松市丸の内2-22 弁護士会内	087(822)3693
愛媛	松山市三番町4-8-8 弁護士会内	089(941)6279

高知	高知市越前町1-5-7 弁護士会内	088(822)4867
福岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階	092(741)3208
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐賀	佐賀市中の小路4-16 弁護士会内	0952(24)3411
熊本	熊本市水道町1番23号 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿児島	鹿児島市易居町2-3 弁護士会内	099(226)3765
那覇	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスピル那覇203号室	098(835)4343

(2010年6月現在)

●財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査委員が無料で、被害者の正当な利益を守るために、公正な立場から和解のあっ旋を行っています。

本部・支部・相談室名	所在地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 広島立町NOFビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650

(2010年6月現在)

自動車運転者損害賠償責任保険普通保険約款

第1章 賠償責任条項

第1条 (用語の定義)

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつ、その用途車種が次のいずれかに該当する自動車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車（注 1）および記名被保険者が役員（注 2）となっている法人の所有する自動車（注 1）を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピングカー） ⑨ 二輪自動車 ⑩ 原動機付自転車 （注 1）所有権保留条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注 2）理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
所有権保留条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
対人事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等（注 1）の上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条 (保険金を支払う場合—対人賠償)

(1) 当会社は、対人事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(2) 当会社は、1 回の対人事故による（1）の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払う場合—対物賠償)

当会社は、対物事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条 (保険金を支払わない場合—その 1 対人・対物賠償共通)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、記名被保険者またはこれらとの法定代表人（注 1）の故意

② 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

（注 2）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 台風、洪水または高潮

⑤ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故

⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ 借用自動車を競技、曲技（注 5）もししくは試験のために使用すること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注 6）すること。

（注 1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注 2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注 3）使用済燃料を含みます。

（注 4）原子核分裂生成物を含みます。

（注 5）競技または曲技のための練習を含みます。

（注 6）教訓、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、記名被保険者が損害賠償権に廻し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者の使用者の業務（注 1）のために、その使用者の所有する自動車（注 2）を運転している場合

② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、貸貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

（注 1）家事を除きます。

（注 2）所有権保留条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約に

より借り入れた自動車を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その 2 対人賠償)

当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者の父母、配偶者または子

② 記名被保険者の配偶者（注 3）に従事中の使用者

（注）家事を除きます。

第6条 (保険金を支払わない場合—その 3 対物賠償)

当会社は、対物事故により記名被保険者またはその父母、配偶者もしくは子の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

(1) 対人事故によって記名被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合で、かつ、次のいずれかに該当するときは、損害賠償請求権者は、当会社が記名被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ （3）に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（注 4）を超えることが明らかになった場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき記名被保険者について、次のいずれかに該当する事由があつた場合

ア. 記名被保険者またはその法定相続人の死生存不明

イ. 記名被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

⑤ 損害賠償請求権者が記名被保険者に対して、対人事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、記名被保険者またはその法定相続人と折衝することができないと認められるとき

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) 当会社は、損害賠償請求権者から（1）の規定により損害賠償額の支払の請求があった場合は、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い記名被保険者に対して支払うべき保険金額（注 5）を限度として、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、（1）⑤の規定により損害賠償額の支払の請求があつた場合は、損害賠償請求権者が記名被保険者に対して支払うべき保険金額（注 5）を限度として、損害賠償請求権者に対して書面で承諾したときに限り損害賠償額を支払います。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) この条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{c} \text{記名被保険者が損害} \\ \text{賠償請求権者に} \\ \text{して負担する法律上の} \\ \text{損害賠償責任の額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{自賠責保険等によ} \\ \text{つて支払われる金額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が記名被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第8条 (費用—対人・対物賠償共通)

保険契約または記名被保険者が支出した次の費用（注 6）は、これを損害の一部とみなします。

① 基本条項第 16 条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第 16 条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対人事事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められた手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが明示したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用

④ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二隣ブル法律（明治 32 年法律第 40 号）の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 58 條（原因者負担金）の原因者負担金として支出した費用

⑤ 損害賠償額に関する争訟について、記名被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁料、和解料もしくは調停に要した費用またはその他の権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用（以下「争訟費用」といいます。）

（注）双方の喪失を含みません。

第9条 (支払保険金の計算—対人・対物賠償)

(1) 1 回の対人事故につき当会社の支払保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者 1 名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{c} \text{記名被保険者が損害} \\ \text{賠償請求権者に} \\ \text{して負担する法律上の} \\ \text{損害賠償責任の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{前条①から③までの} \\ \text{費用} \end{array} - \begin{array}{c} \text{自賠責保険等によ} \\ \text{つて支払われる金額} \end{array} = \text{保険金の額}$$

(2) 当会社は、（1）に定める保険金のほか、争訟費用の全額を支払います。ただし、①の額から②の額を差し引いた額が保険証券記載の保険金額を超過する場合は、当会社の支払う争訟費用の額は、次の算式によって算出した額とします。

① 生命または身体を害された者 1 名ごとの記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

② 生命または身体を害された者 1 名ごとの自賠責保険等によって支払われる金額

$$\begin{array}{c} \text{争訟費用の全額} \times \begin{array}{c} \text{保険金額} \\ \hline \text{①の額から②の額を} \\ \text{差し引いた額} \end{array} = \text{支払う争訟費用の額} \end{array}$$

第10条 (支払保険金の計算—対物賠償)

(1) 1 回の対物事故につき当会社の支払保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

第8条（費用一対人・対物賠償共通）①から④までの費用

記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものの場合は、その額

保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

= 保険金の額

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、争訟費用の全額を支払います。ただし、①の額から②の価額を差し引いた額が保険証券記載の保険金額を超過する場合は、当会社の支払う争訟費用の額は、次の算式によって算出した額とします。

① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その額

$$\text{争訟費用の全額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{①の額から②の額を差し引いた額}} = \text{支払う争訟費用の額}$$

(3) (1) ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物保険金額が10億円を超える場合、当会社の支払う保険金の額は10億円を限度とします。

① 借用自動車に業務(注1)として積載されている危険物(注2)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
② 借用自動車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(注1)として積載されている危険物(注2)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
③ 航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故

(注1) 交通事故を除ます。

(注2) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第11条（先取特権一対人・対物賠償共通）

(1) 人事故または対物事故にかかる損害賠償請求権者は、記名被保険者の当会社に対する保険金請求権(注3)について先取特権を有します。

(注3) 第8条(費用一対人・対物賠償共通)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行ふものとします。

① 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から記名被保険者に支払う場合(注1)
② 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、記名被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社から直接、損害賠償請求権者に(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が記名被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から記名被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 記名被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注3)は、損害賠償請求権以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注3)を質権の目的とし、または(2)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)または(4)の規定により記名被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注3) 第8条(費用一対人・対物賠償共通)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条（損害賠償請求権者の権利と記名被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条(2)または(3)の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と記名被保険者が第8条(費用一対人・対物賠償共通)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、記名被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 自損事故条項

第1条（用語の定義）

この自損事故条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自動車を含みます。
借用自動車	賠償責任条項第1条(用語の定義)に規定する借用自動車をいいます。
所有権保留条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、保留することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道端連送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に定める乗車装置をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外來の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保険法(昭和30年法律第97号)第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(1) 借用自動車の運行に起因する事故
(2) 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下。ただし、被保険者が借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中である場合に限ります。

(注) 隣壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1) の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害
② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
② 被保険者が法規に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に生じた傷害

(3) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対する保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらとの特性に起因する事故

④ に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 借用自動車を競技、曲技(注4)もしくは試験のために使用すること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において(注5)すること。

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済料金を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、修補、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務(注1)のために、その使用者の所有する自動車(注2)を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

② 被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、貸貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

(注1) 家事を除きます。

(注2) 所有権保留条件付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れ自動車を含みます。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この自損事故条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 借用自動車を運転中の記名被保険者

② 記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗している者のいずれかに該当する者

ア. 記名被保険者の配偶者

イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注) 隣壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1) の規定にかかるわざ、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条（個別適用）

この自損事故各項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

名称	支払事由	保険金の額	保険金受取人
① 死亡保険金	死亡した場合	1,500万円(注1)	被保険者の法定相続人
② 後遺障害保険金	別表の1または別表の2に掲げる後遺障害が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する別表の1または別表の2に定める金額	被保険者
③ 介護費用保険金	次のいずれかの後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする認められる場合。ただし、別表の1の第1級または第2級または第3級もしくは④に掲げる後遺障害 イ. (3) または(4)の規定により、別表の2の第1級または第2級に掲げる金額が支払われるべき後遺障害	200万円	被保険者

④ 医療保険金	治療を要した場合	治療日数に対し、次の算式によって算出した金額。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。 ア 入院した場合 6,000 円 × 入院日数 = 医療保険金の額 イ 通院した場合 4,000 円 × 通院日数 (注2) = 医療保険金の額	被保険者
---------	----------	--	------

(注1) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

(注2) ④の医療保険金におけるアに該当する日数を除きます。

(2) (1) の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により(1)の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

(3) 別表の1または別表の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の額を後遺障害保険金として支払います。

① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額

② ①以外の場合で、第1級から第3級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額

③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

別表の1または別表の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額

既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額

= 後遺障害保険金の額

(6) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

(7) 同一事故により生じた後遺障害が(1)の介護費用保険金のあおよび(い)のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。

(8) 医療保険金における治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(9) 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかの部位の骨折・変形等の治療によりギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたは副子(シーネ)を常時装着したときは、その日数を医療保険金の治療日数に含めます。

① 長管骨(注)および脊柱

② 長管骨(注)に接続する三大関節部分。ただし、長管骨(注)部分も含めて装着した場合に限ります。

③ 肋骨、胸骨、たんこつ、体幹部に装着した場合に限ります。

(注) 上腕骨・橋骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。

(10) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾患の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条 (当会社の責任限度額等)

(1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条(支払保険金の計算)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

(2) 1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第7条(支払保険金の計算)および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。

(3) 当会社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第7条(支払保険金の計算)および前条の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

第10条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

〈別表〉 後遺障害等級表

【1】2011年12月31日以前保険始期契約に適用

1. 介護を要する後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金支払額
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000万円
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円

② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

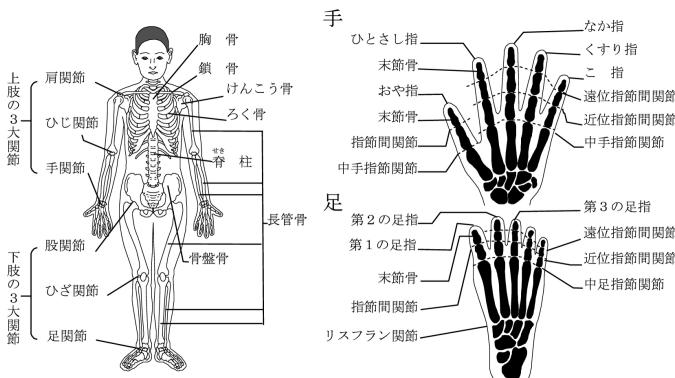
2. 1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金支払額
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものとします。以下同様とします。)	1,110万円
第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) ⑦ 右足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	825万円
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しないければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2大関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2大関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	700万円
第7級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は近位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) ⑫ 女子の外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの	585万円
	① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの	

第 8 級	手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したるもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すものの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すものの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの	470 万円
	① 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変形を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解するところが困難である程度になったもの ⑨ 1 耳の聽力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手のおや指またはおや指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 生殖器に著しい障害を残すもの	365 万円
	① 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14 歳以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1 手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したるもの ⑨ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの ⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	280 万円
	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が 4 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	210 万円
	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨 ⑨ 1 手の二指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下 3 の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 男子の外貌に著しい醜状を残すもの ⑮ 女子の外貌に醜状を残すもの	145 万円
	① 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変形を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残したものまたはまづつけはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手の二指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの	95 万円

第 14 級	用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部器の機能に障害を残すもの	50 万円
	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残したものまたはまづつけはげを残すもの	
	② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	③ 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの	
	⑧ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの	
	⑨ 局部に神経症状を残すもの	
	⑩ 男子の外貌に醜状を残すもの	

注 関節などの説明図



【2】2012 年 1 月 1 日以降保険始期契約に適用

1. 介護を要する後遺障害

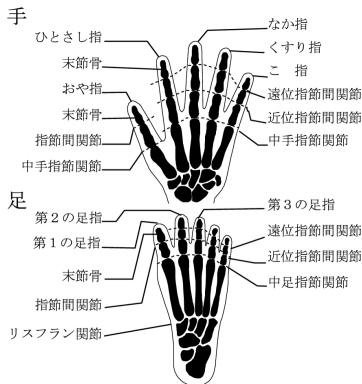
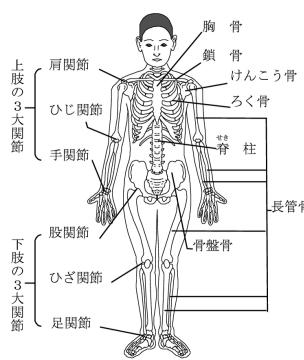
等級	後 遺 障 害	保険金 支払額
第 1 級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	2,000 万円
第 2 級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500 万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金 支払額
第 1 級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 上肢の用を全廃したもの ⑤ 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 下肢の用を全廃したもの	1,500 万円
第 2 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの ② 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③ 上肢を手関節以上で失ったもの ④ 下肢を足関節以上で失ったもの	1,295 万円
第 3 級	① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	1,110 万円
第 4 級	① 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの	960 万円

	<p>⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをおいいます。以下同様とします。）</p> <p>⑦ 両足をリストランゲン関節以上で失ったもの</p>		
第 5 級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>④ 1上肢を関節以上で失ったもの</p> <p>⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	825 万円	
第 6 級	<p>① 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったものの</p> <p>④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>⑥ 1上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの</p>	700 万円	
第 7 級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>⑥ 1手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの</p> <p>⑦ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1足をリストランゲン関節以上で失ったもの</p> <p>⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中指指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをおいします。以下同様とします。）</p> <p>⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>⑬ 両側の睾丸を失ったもの</p>	585 万円	
第 8 級	<p>① 1眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの</p> <p>② 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>③ 1手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの</p> <p>④ 1手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑤ 1下肢を 5 センチメートル以上短縮したるもの</p> <p>⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>⑨ 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</p>	470 万円	
第 9 級	<p>① 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>② 1眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</p> <p>③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>⑫ 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指を失ったもの</p> <p>⑬ 1手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑭ 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</p> <p>⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	365 万円	
第 10 級	<p>① 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>④ 14 歳以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難困である程度になったもの</p> <p>⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑦ 1手のおや指またはおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの</p> <p>⑧ 1下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑨ 1足の第 1 の足指を失ったもの</p> <p>⑩ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>⑪ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	280 万円	
第 11 級	<p>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>④ 10 歳以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑥ 1耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>⑦ 脊柱に変形を残すもの</p> <p>⑧ 1手のひとさじ指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>⑨ 1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの</p> <p>⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	210 万円	
第 12 級	<p>① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>③ 7 歳以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>④ 1耳の耳殻の大部部分を欠損したもの</p> <p>⑤ 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>⑧ 長管骨に変形を残すもの</p> <p>⑨ 1手のこ指を失ったもの</p> <p>⑩ 1手のひとさじ指、なか指またはくすり指の用を廃したもの</p> <p>⑪ 1足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</p> <p>⑫ 1足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの</p> <p>⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>⑭ 外貌に醜状を残すもの</p>	145 万円	
第 13 級	<p>① 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまづげはげを残すもの</p> <p>⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>⑥ 1手のこ指の用を廃したもの</p> <p>⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>⑧ 1下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの</p> <p>⑨ 1足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの</p> <p>⑩ 1足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの</p> <p>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>	95 万円	
第 14 級	<p>① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまづげはげを残すもの</p> <p>② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>③ 1耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>④ 上肢の露出面上に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>⑤ 下肢の露出面上に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>⑧ 1足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの</p> <p>⑨ 局部に神經症状を残すもの</p>	50 万円	

注 関節などの説明図



第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。（注）（注）他の保険契約に関する事項を含みます。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
借用自動車	賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する借用自動車をいいます。
所有権保留条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、保留することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	賠償責任条項または自損事故条項の保険金をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（注）をいいます。（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。（注）車両番号標および標識番号標を含みます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸賃契約により貸し渡すものを除きます。

第2条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しでは、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、記名被保険者が日本国内（注）において、借用自動車を運転している場合に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注) 日本国国外における日本船舶内を含みます。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者は記名被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるとときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結から5年を経過した場合
- (5) 保険媒介者が、保険契約者が事実を告げることを妨げた場合
- (6) 保険媒介者が、保険契約者または記名被保険者に対し、事実を告げないことをまたは事実と異なることを告げることを勤めた場合（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。
- (4) (3)および(6)の規定は、(3) (5)および(6)に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。
- (5) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生した場合には、保険契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合は、危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の受取範囲（注）を超えることになった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（保険契約者の住所変更）

- 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（保険契約の無効）

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて締結した保険契約は無効とします。

第8条（保険契約の取消し）

- 保険契約者はまたは記名被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第9条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、保険契約者が第12条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第10条（重大事由による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者は保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者はまたは被保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者は、被保険者はまたは保険金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず（1）から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約解除の効力）

- 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときには、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料

を返還または請求します。

- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対する保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者は被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) (1) より (2) の規定により追加保険料を請求する場合において、第 9 条（保険契約の解除）

(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) (1) より (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4) の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この普通保険契約および特約に従い、保険金を支払います。

第13条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第 7 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第14条（保険料の返還－取消しの場合）

- 第 8 条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第15条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第 4 条（告知義務）(2)、第 5 条（通知義務）(2)、同条（6）、第 9 条（保険契約の解除）

(1)、第 10 条（重大事由による保険契約の解除）(1) またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

- (2) 第 9 条（保険契約の解除）(2) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。なお、差し引いた額が負となる場合は請求します。

- (3) 第 12 条（保険料の返還または請求－告知義務、通知義務等の場合）の規定に基づき、保険契約者が保険料の返還を受けた場合または追加保険料を支払っていた場合に、保険契約者が保険契約を解除した場合は、保険契約の条件に応じた保険料から既経過期間に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料およびその保険契約にかかる未払込保険料（注）の合計額を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 払込期日が到来していない保険料を含みます。

第16条（事故発生時の義務）

保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

- ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

- ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

- イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

- ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ④ 他人に損害賠償の請求（注 1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行なう場合を除きます。

- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注 2）について遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行なう損害の調査に協力すること。

- （注 1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- （注 2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第17条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、生還または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

- ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注 2）をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合は既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 賠償責任条項に関しては、損害の額

- ② 自損事故条項に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払べき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、同条項第 1 条（用語の定義）保険金の定義に規定する介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金（注）とに区分して算出するものとします。

- （注）死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

- (3) (2) ①の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第19条（借用自動車の保険契約等の取扱い）

- (1) 賃貸責任条項に関しては、借用自動車について他の保険契約等がある場合には、当会社は、前条

の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、借用自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (2) 自損事故条項に関しては、借用自動車について他の保険契約等がある場合には、当会社は、前条の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して、傷害に対して保険金を支払います。ただし、借用自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

- (3) (2) の規定の適用においては、自損事故条項第 1 条（用語の定義）保険金の定義に規定する介護費用保険金と医療保険金とこれらの保険金以外の保険金（注）とに区分して算出するものとします。

（注）死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第20条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

- ① 賠償責任条項に係る保険金の請求に関する場合は、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、記名被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判所による和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

- ② 自損事故条項に係る保険金の請求に関する場合は、次の時

- ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

- イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時

- ウ. 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日のを含めて 30 日を経過した時以後とします。

- エ. 医療保険金については、被保険者が治療を完了した時または事故の発生の日からその日を含めて 160 日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が治療を完了した場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注 1）については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書

- ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注 1）

- ③ 死亡に際して支払われる保険金の請求に関する場合は、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

- ④ 後遺障害に関する支払われる保険金の請求に関する場合は、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

- ⑤ 傷害に関する支払われる保険金の請求に関する場合は、診断書、治療等に要した費用の領收書および休業損害の額を示す書類

- ⑥ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関する場合は、記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

- ⑦ 賠償責任条項における対物事故に係る保険金の請求に関する場合は、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 2）および被害が生じた物の写真（注 3）

- ⑧ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行なつて後に次にできるない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- （注 1）人の死傷を伴う事故または借用自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限りります。

- （注 2）既に支払かされた場合はその領收書とします。

- （注 3）画像データを含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

- ② ①に規定する者がいない場合はまたは①に規定する者に保険金を請求できない場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合はまたは①および②に規定する者に保険金を請求できない事例がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 亲等内の親族

- （注）法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げる他の書類もしくは証拠の提出または当会社が行つ

- 調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (7) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由が生れた有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等に該当する事実の有無および内容、損害について記名被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およそ既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するに確認が必要な事項

- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1) から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・

- 調査結果の照会（注 3） 180 日

- ② (1) から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診査・

- 断、鑑定等の結果の照会 90 日
- (①) (3) の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
- ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (注 1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注 2) 傷病数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注 3) 並護士法（昭和 24 年法律第 20 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) や (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- 第 22 条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)**
- (1) 当会社は、自損傷害に関して、第 16 条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または第 20 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払いにあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検査（注 1）のために要した費用（注 2）は、当会社が負担します。
- (注 1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注 2) 収入の喪失を含みません。
- 第 23 条 (損害賠償額の請求および支払)**
- (1) 損害賠償請求権者が損害賠償責任条項第 7 条（損害賠償請求権者の直接請求権一対人賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ その他当会社が (6) に定める必要な事項の確認を行うためにくつくつのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。
- (3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が記名被保険者に、その記名被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が正当な理由なく (4) の規定に違反した場合は (1)、(2) もしくは (4) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が損害賠償額を支払うための必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および記名被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ (1) から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について記名被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 損害賠償請求権者が (1) や (2) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (7) (6) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (6) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3） 180 日
 - ② (6) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ (6) の事項うち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (6) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤ (6) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (注 1) 損害賠償請求権者が (1) や (2) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注 2) 傷病数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注 3) 並護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) (6) や (7) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその

確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間については、(6) または (7) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 24 条 (時効)

保険金請求権は、第 20 条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 25 条 (損害賠償請求権の行使期限)

賠償責任条項第 7 条（損害賠償請求権者に対する負担）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行なうことはできません。

① 記名被保険者が損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の記名被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 26 条 (代位)

(1) 傷害が生じたことにより記名被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

② ①以外の場合

記名被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第 27 条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転することができる。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 28 条 (保険契約者は保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者はまたは保険金を受け取るべき者が 2 名以上である場合は、当会社は、各者 1 名を定めるところを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者はまたは保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合はまたはその所在が明らかでない場合には、保険契約者はまたは保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者は 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 29 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 30 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表＞ 短期料率表

1. 年掛契約の場合

既経過期間	7 日まで	15 日まで	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	12 か月まで
料短期	20 %	25 %	30 %	40 %	50 %	60 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %

2. 団体扱特約もしくは集団扱特約を付して締結した保険契約の場合

既経過期間	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	12 か月まで
料短期	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

ただし、当会社が別に定める場合は、日割または月割を適用します。

特 約

1. 搭乗者傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
借用自動車	普通保険契約賃償責任条項第1条（用語の定義）に規定する借用自動車をいいます。
所有権保留条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
正規の乗車装置	乗車人が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
道路	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）第1項第1号に定める道路をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
 ① 借用自動車の運行に起因する事故
 ② 借用自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下

- (2) (1)の傷害にはガス中毒を含みます。
 (3) (1)の傷害には、次のものも含みません。
 ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 ② 記名被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に生じた傷害
 ③ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害
 ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
 (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対する保険金を支払いません。

（注）丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注）
 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑥ 借用自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または借用自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
 (注1) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注2) 使用済燃料を含みます。
 (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
 (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
 (注5) 救急、消防、事故処理、修繕、清掃等のための使用を除きます。
 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 記名被保険者の使用者の業務（注1）のために、その使用者の所有する自動車（注2）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
 ② 記名被保険者が自動車の修理、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
 (注1) 家事を権限を委託する場合に、被保険者について生じた傷害
 (注2) 保険留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約に

より借り入れた自動車を含みます。

第5条（被保険者の範囲）
 この特約における被保険者は、記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第6条（個別適用）
 この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

名称	支払事由	保険金の額	保険金受取人
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	被保険者1名ごとの保険金額の全額（注1）	被保険者の法定相続人
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	保険金額に別表の1または別表の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額	被保険者
③ 重度後遺障害特別保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表の1に掲げる後遺障害、別表の2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払割合を保険金額に乘じた額が支払われるべき後遺障害または別表の2の第3級もしくは第4に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合	保険金額の10%に相当する額。ただし、100万円を限度とします。	被保険者
④ 重度後遺障害介護費用保険金	③の保険金が支払われる場合	保険金額に別表の1または別表の2に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を乗じた額の50%に相当する額。ただし、500万円を限度とします。	被保険者
⑤ 医療保険金	「日数払」 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合	治療日数に對し、次の算式によつて算出した額 ア. 入院した場合 保険証券記載の入院保険金日額×入院日数=医療保険金の額 イ. 通院した場合 保険証券記載の通院保険金日額×通院日数（注2）=医療保険金の額	被保険者

（注1）1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（注2）⑤の医療保険金における「日数払」のアに該当する日数を除くものとし、90日を限度とします。

（2）（1）の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

（3）別表の1または別表の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当するものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）同一事例により、別表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害に2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

（5）既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表の1または} \\ \text{別表の2に掲げる} \\ \left(\text{加重後の後遺障害に該当する} - \text{等級に対する保} \right) = \text{後遺障害保険金の額} \\ \text{保険金額} \times \text{等級に対する保険金支払割合}$$

（6）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日目における被保険者の外傷の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金として支払います。

（7）医療保険金において治療日数には、臓器の摘出に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（8）被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかの部位の骨折・変形等の治療によりギブ

ス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたは副子（シーネ）を常時装着したときは、その日数を医療保険金の治療日数に含めます。

① 長管骨（注）および脊柱

② 長管骨（注）に接する三大関節部分。ただし、長管骨（注）部分も含めて装着した場合に限ります。

③ 肋骨、胸骨。ただし、体幹部に装着した場合に限ります。

（注）上腕骨・橈骨・尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

⑹ 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療保険金を支払いません。

⑩ 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

第8条 他の身体の障害または疾病の影響

（1）被保険者が第2条（医療保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同様の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同様の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条（医療保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第9条 （当会社の責任限度額等）

（1）1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、前2条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

（2）当会社は、次の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

① ①に定める死後保険金および後遺障害保険金

② 第7条（支払保険金の計算）および前条の規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金

（3）当会社は、（1）および（2）に定める保険金のほか、1回の事故につき、第7条（支払保険金の計算）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 医療保険金（日数算定）については、被保険者が治療を完了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

（2）被保険者または保険金を受取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めめるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、（2）の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 保険金の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書および戸籍謄本

④ 後遺障害に関する支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書

⑤ 傷害に関する支払われる保険金の請求に関しては、診断書

⑥ その他当会社が普通保険約款基本条項第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うためににあらかじめ書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、被保険者が被った第2条（医療保険金を支払う場合）の傷害に関して、普通保険約款基本条項第16条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第12条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第13条（時効）

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款基本条項の規定を準用します。

＜別表＞ 後遺障害等級表

【1】2011年12月31日以前保険始期契約に適用

1. 介護を要する後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金支払割合
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100 %
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89 %

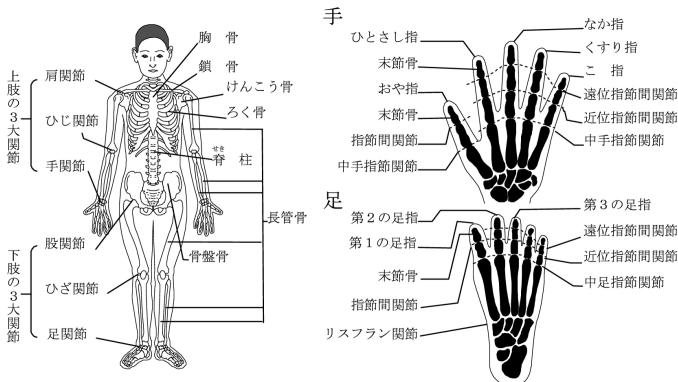
2. 1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したものの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したものの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	100 %
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	89 %
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、他の手の手指は近位指節間関節以上を失ったものといいます。以下同様とします。）	78 %
第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すものの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをおいします。以下同様とします。） ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69 %
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59 %
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を耳に接しながら解ることができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解ることができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	50 %
第7級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解ることができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの ⑦ 1手のおや指を含み4の手指を失ったもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	42 %

	<p>⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 女子の外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ③ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの ⑥ 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34 %
第9級	<p>① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を完全に失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されたもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されたもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26 %
第10級	<p>① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20 %
第11級	<p>① 両眼の眼瞼に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が4センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指・なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15 %
第12級	<p>① 1眼の眼瞼に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部を欠損したもの ⑤ 鎮骨・胸骨・ろく骨・けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のひとさし指・なか指またはくすり指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指・なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第2の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの</p>	10 %

	<p>⑭ 男子の外貌に著しい醜状を残すもの ⑮ 女子の外貌に醜状を残すもの</p>	
第13級	<p>① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまづげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手の二指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>	7 %
第14級	<p>① 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまづげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの ⑩ 男子の外貌に醜状を残すもの</p>	4 %

注 関節などの説明図



【2】2012年1月1日以降保険始期契約に適用

1. 介護を要する後遺障害

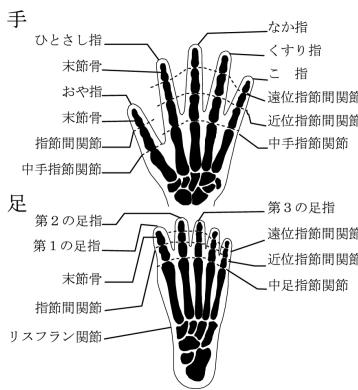
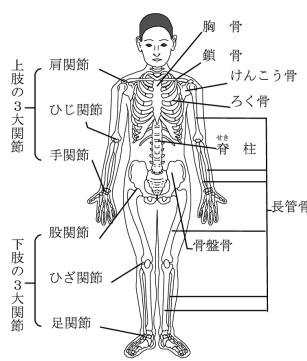
等級	後 遺 障 害	保険金支払割合
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100 %
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89 %

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害	保険金支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 上肢の用を全廃したるもの ⑤ 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 下肢の用を全廃したもの	100 %
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 上肢を手関節以上で失ったもの ④ 下肢を足関節以上で失ったもの	89 %

第 3 級	<p>① 1 眼が失明し、他眼の^{※2}正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものとします。以下同様とします。）</p>	78 %	<p>⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度になったもの ⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1 手のおや指またはおや指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬ 1 手のおや指含み 2 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したものの外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑯ 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26 %
	<p>① 両眼の^{※2}正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>			
	<p>① 1 眼が失明し、他眼の^{※2}正視力が 0.1 以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1 上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1 下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1 上肢の用を全廃したもの ⑦ 1 下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>			
	<p>① 両眼の^{※2}正視力が 0.1 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったものの ④ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>			
	<p>⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑧ 1 手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの</p>			
第 6 級	<p>① 1 眼が失明し、他眼の^{※2}正視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1 耳の聴力を全く失く、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦ 1 手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は近位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 兩側の睾丸を失ったもの</p>	50 %	<p>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両耳のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 齧以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	20 %
	<p>① 1 眼が失明し、他眼の^{※2}正視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1 耳の聴力を全く失く、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦ 1 手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの ⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は近位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 兩側の睾丸を失ったもの</p>			
	<p>① 1 眼が失明し、または 1 眼の^{※2}正視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すものの ③ 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すものの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すものの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの</p>			
	<p>① 両眼の^{※2}正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の^{※2}正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづつけはげを残すもの ⑤ 5 齧以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手の二指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したものの ⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもののまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの ⑪ 胸腹部器の機能に障害を残すもの</p>			
	<p>① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづつけはげを残すもの ② 正面以外を見た場合に復視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづつけはげを残すもの ⑤ 5 齧以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手の二指の用を廃したものの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したものの ⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもののまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの ⑪ 胸腹部器の機能に障害を残すもの</p>			
第 8 級	<p>① 1 眼が失明し、または 1 眼の^{※2}正視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すものの ③ 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すものの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すものの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの</p>	34 %	<p>① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづつけはげを残すもの ② 3 齧以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたものの ⑧ 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したものの ⑨ 局部に神経症状を残すもの</p>	4 %
	<p>① 両眼の^{※2}正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の^{※2}正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>			
	<p>① 1 眼が失明し、または 1 眼の^{※2}正視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すものの ③ 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すものの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すものの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの</p>			
	<p>① 両眼の^{※2}正視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼の^{※2}正視力が 0.06 以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>			
	<p>① 1 眼が失明し、または 1 眼の^{※2}正視力が 0.02 以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すものの ③ 1 手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1 手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すものの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すものの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの</p>			

注 関節などの説明図



2. 追加保険料口座振替特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回追加保険料	第3条(追加保険料の払込み)①の規定により追加保険料の全額を一括して払い込む場合は追加保険料の全額をいい、同条②の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は第1回分割追加保険料をいいます。
初回追加保険料 払込期日	変更手続き完了のお知らせの初回追加保険料払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に次のいずれかの特約が付帯されており、かつ、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)③の訂正の申出または同条項第5条(通知義務)①もしくは同条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)④に定める通知(以下「訂正の申出・契約内容変更の通知」といいます)を、書面または当会社の定める通信方法により当会社に行う場合に適用します。ただし、当会社が、同条項第12条④に定める通知を承認しない場合は、この特約は適用しません。

① 初回保険料口座振替特約

② 保険料分割払特約(注)

(注) 保険料払込方式が口座振替である場合に限ります。

第3条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)①、同条②または同条④に定めるところに従い、当会社が追加保険料(以下「追加保険料」といいます)を請求したときは、保険契約者の追加保険料の払込みは、当会社が口座振替の方法により、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその他の休業日の翌営業日に行なわれた場合には、当会社は払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) (1) の追加保険料の払込みは、次のいずれかの方法により払い込むこととします。

① 払込期日に、追加保険料の全額を一時に指定口座から当会社の口座に振り替える方法

② 追加保険料を、この保険契約に係る変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割し、毎月の払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替える方法。ただし、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合に限ります。

(4) 次の①および②に定める日時(以下「訂正・変更日」といいます)以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は訂正の申出・契約内容変更の通知後の保険契約の条件に従い保険金を支払います。

① 前条の訂正の申出・契約内容変更の通知が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)③③の規定による訂正の申出である場合には、前条の訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が受領し承認した日(注1)

② 前条の訂正の申出・契約内容変更の通知が普通保険約款基本条項第5条(通知義務)①または同条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)④に定める通知である場合には、変更手続き完了のお知らせに記載された変更日(注2)

(注1) 訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が受領した日と承認した日が同じ日である場合は、当会社が承認した時とします。

(注2) 同条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)④においては、訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が受領し承認した時以後で保険契約の条件を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、訂正の申出・契約内容変更の通知を当会社が承認した日と保険契約の条件を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が承認した時とします。

(5) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合には同特約第5条(追加保険料の払込み)の規定を適用しません。

(6) 保険契約者は、払込期日の前日までに、追加保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。

(7) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)④の通知を行った場合には、保険契約者はまたは被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第4条 (初回追加保険料不払の場合)

(1) 前条①に定めるところに従い、当会社が請求した初回追加保険料について、初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回追加保険料の払込みを怠った場合は、前条④の規定にかかわらず、次の①または②のとおりとします。

① 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)①または同条②に定めるところに従い請求したもののである場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

② 払込みを怠った初回追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(4)に定めるところに従い請求したもののである場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い保険金を支払います。

(注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

(3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合には、当会社は、「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて①、②、④、⑥および⑦の規定を適用します。

(4) 被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、訂正・変更日から初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに生じた事故による損害または傷害に対して、訂正の申出・契約内容変更の通知後の保険契約の条件に従い保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、保険契約者は、その支払を受けるに、初回追加保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

(5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日までに払い込んだ旨の確認を行った場合に、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対しても保険金を支払います。

(6) (5)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日以前に初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

① 初回追加保険料が、②の①の初回追加保険料である場合は、既に支払った保険金の全額

② 初回追加保険料が、②の②の初回追加保険料である場合は、既に支払った保険金の額から②の②の保険金の額を差し引いた額

(7) 当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解消することができます。

(8) 当会社は、(7)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、その訂正・変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(9) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末の当初日を初回追加保険料払込期日とみなして(1)から(8)までの規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第5条 (第2回以降の追加保険料不払の場合)

保険契約者が第3条(追加保険料の払込み)③の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は、次のとおりとします。

① 当会社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその追加保険料の払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

② ①の規定にかかわらず、保険契約者が第2回以降の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の翌月末」に読み替えて①および③の規定を適用します。

③ 当会社は、次のいすれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

ア、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがない場合

イ、払込期日にまでに、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがないかつ、その翌月の払込期日(以下この条において「次回払込期日」といいます)までに、次回払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがない場合

④ ③の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それそれ将来に向かってのみ生じます。

ア、③による解除の場合は、その追加保険料を払い込むべき払込期日

イ、③による解除の場合は、次回払込期日

⑤ ③の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第6条 (事故発生時の義務)

(1) 保険契約者はまたは被保険者は、事故が発生した場合で、第3条(追加保険料の払込み)④の訂正・変更日および事故発生の日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅延なくこれを提出し、また当会社が行なう調査に協力しなければなりません。

(2) 保険契約者はまたは被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

3. 初回保険料口座振替特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

- (2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
 ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、次の(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
 (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。
 (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
 (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日。(注)とします。
 (注) 振替日は損害保険料預金口座振替依頼書に記載された振替日とします。

- (5) (4)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日にすでに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合には、当会社が口座振替請求を行つた最も早い振替日(注)を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行わなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(注) その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。

(6) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、保険料分割払特約の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。

第4条 (初回保険料払込み前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
 (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しても、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期) (3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 保険契約者は、(1)と規定する初回保険料の払込みを怠つたことについて故意または重大な過失がなかつたと当会社が認める場合には、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」に読み替えて(1)、(2)、(6)および次条(1)の規定の適用します。

(4) (2)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

(5) (4)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行つた場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠つた場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条 (解除一初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
 (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 当会社は、(1)の解除を行ふ場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

4. コンビニ払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料	保険契約締結の際に、保険契約者が、当会社に払い込むべき保険料をいいます。
一時払保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第5条(通知義務)(1)または同条第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(4)の通知において保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の申出日	普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または第5条(通知義務)(1)の通知を行つた日をいいます。
収納窓口	コンビニエンスストア等の当会社が別に定める収納窓口をいいます。
追加保険料	契約条件を変更した際に当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。
追加保険料払込期日	契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日の属する月の翌月末日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 ① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること。

② 保険契約締結の際までは契約条件を変更する際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を収納窓口で払い込むことについて合意があること。

③ この保険契約の締結が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。

第3条 (この特約の適用対象保険料)

この特約は、次の①および②に規定する保険料を払い込む場合に適用します。

① 一時払保険料。

② 追加保険料。なお、当会社が承認した場合には、保険契約者は、追加保険料を当会社に直接払い込むことができます。

第4条 (一時払保険料の払込み)

前条①に規定する一時払保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を一時に収納窓口に払い込まなければなりません。

第5条 (一時払保険料払込み前の事故)

(1) 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに一時払保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時に一時払保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を適用します。

(3) (2)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、一時払保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(4) (3)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、一時払保険料払込期日以前であり、保険契約者が、一時払保険料を一時払保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行つた場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、一時払保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(5) (4)の確約に反して保険契約者が一時払保険料払込期日に一時払保険料の払込みを怠り、かつ、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠つた場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第6条 (解除一時払保険料不払の場合)

(1) 当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末までに、一時払保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第7条 (追加保険料の払込み)

第3条 (この特約の適用対象保険料) ②に規定する追加保険料の払込みについてこの特約を適用する場合、保険契約者は、追加保険料払込期日までに、その全額を一時に収納窓口に払い込まなければなりません。

第8条 (追加保険料払込み前の事故)

(1) 追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに追加保険料を払い込んだ場合には、契約条件の変更日に追加保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定を適用します。

(3) (2)の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、追加保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

(4) (3)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行つた場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(5) (4)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠つた場合は、当会社は、次の①または②に定める保険金の額の返還を請求することができます。

① 追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合は)(1)、同条(2)に定めるところに従い請求したものの場合は、既に支払った保険金の全額

② 追加保険料が、普通保険約款基本条項第12条(4)に定めるところに従い請求したものの場合は、既に支払った保険金の額から、保険契約条件の変更がなかったとのものとして普通保険約款(注)に従い支払う保険金の額を差し引いた額

(注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第9条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

5. クレジットカード払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。

第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第3条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へのカードの有効性および利用限度額内であることを確認を行つたうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード一発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合。

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 前条(2)①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遲延なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は、将来に向かうてのその効力を生じます。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条(4)、同条第13条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)および同条第15条(保険料の返還—解除の場合)までの規定からこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しクレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の金額を既に支払っている場合を除きます。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

6. 追加保険料払込猶予特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約条件の変更日	普通保険約款基本条項第5条(通知義務)(1)または同条第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の通知において保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
契約条件変更の申出日	普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または第5条(通知義務)(1)の通知を行った日をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出または同条第5条(通知義務)(1)もしくは同条第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)に定める通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行なう場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときにのみ適用されます。ただし、他の特約によって、訂正の申出または通知時の追加保険料の払込みを猶予されている場合は、この特約を適用しません。

第3条 (追加保険料の払込猶予—その1)

(1) 当会社が普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)および(2)の規定に定める追加保険料または追加保険料分割払特約第4条(分割追加保険料の払込方法)(1)に規定する第1回分割追加保険料(以下この条において「追加保険料」といいます。)の請求を行った場合は、保険契約者は、契約条件変更の申出日または契約条件の変更日のどちらか遅い日からその日を含めて30日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかつた場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (追加保険料の払込猶予—その2)

(1) 当会社が普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定に定める追加保険料または追加保険料分割払特約第4条(分割追加保険料の払込方法)(2)に規定する第1回分割追加保険料(以下この条において「追加保険料」といいます。)の請求を行った場合は、保険契約者は、契約条件変更の申出日からその日を含めて30日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に追加保険料が払い込まれなかつた場合には、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い、保険金を支払います。

7. 団体扱特約(一般A)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの契約が締結されていること。

ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-1)」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条(賃金の支払)に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。

イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書(一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記アのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

(4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条 (保険料領収の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一度に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一度に当会社に払い込まれなければなりません。

(5) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対する、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。

第6条 (保険料領収の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失效または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与と支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かつてのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合。

② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。

③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合。

④ ①から③までの場合は、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行わなくなつた場合。

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注1) 同社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

第8条 (特約失効または解除後の未払保険料等の払込み)

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は集金不能日または解除日から将来に向かつてのみその効力を生じます。

(5) (3)の解除は集金不能日または解除日から将来に向かつての効力を失つた場合は、当会社は既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

8. 団体扱特約(一般B)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

ア. 団体

イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者はその代理人から直接保険料を集金すること。

イ 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条 (保険料領収書の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (1)または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。
- (注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収書の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者が団体から勤務先事業所において毎月給与の支払を受けなくなった場合

③ 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなってしまった場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注1) 当社との間の団体扱い特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱い特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。

- (3) (1)の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (3)の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返却します。

9. 団体扱特約(一般C)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の

総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から④に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ④ 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

イ 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (1)または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第6条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第7条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (1)または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第8条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料に付いては、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合に、この特約条項は失効しません。

第10条 (特約の失効または解除の除外)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合に、この特約条項は失効しません。

第11条 (特約の失効または解除の他の特約)

(1) 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注1) 当社との間の団体扱い特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱い特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第12条 (特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返却します。

第13条 (退職者に対する特約)

(1) 第2条(この特約の適用条件)の規定にかかるわざ、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱いによる保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となつていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) 第7条(特約の失効または解除)の規定にかかるわざ、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことでより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の口座振替日、または②もしくは③の事実の

ときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失ります。ただし、②については、集金者が保険契約者にわざって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (3) (2) ①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対するその旨を通知します。

10. 団体扱特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署・会社などの団体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指すする場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。
- 第3条（保険料の払込方法）
- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
 - (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
 - (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
 - (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収時の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険料款基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を1時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険料款基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を1時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注）に従い、保険金を支払います。
- (注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったり、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなったりの場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
 - (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
 - (3) (1)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。
- 第8条（特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み）
- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を団体に経ることなく、1時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対しても普通保険料款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

11. 団体扱特約（口座振替方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署・会社などの団体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けています。
- ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合・共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されています。
- ③ 保険契約者がか、集金者にそのことを委託し、集金者がそれを承諾しています。
- ア. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
- イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（保険料領収時の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括払保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険料款基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を1時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険料款基本条項第12条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を1時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注）に従い、保険金を支払います。
- (注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
 - (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったり、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなったりの場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
 - (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 - (注1) 当社との間の団体扱特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
 - (3) (1)の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。
- 第8条（特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み）
- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を団体に経ることなく、1時に当会社に払い込まなければなりません。
 - (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第9条 (退職者に対する特則)

- (1) 第2条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、団体が退職者について、団体扱による保険契約の締結を認める場合は、団体の退職者である保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のこととを委託し、集金者とそれを譲り受けているときに限り、この特約を適用することができます。
- ① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (2) 第7条(特約の失効または解除)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます)から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集め金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約条項は失効しません。
- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
- ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなった旨の通知を受けた場合
- (3) (2)①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

12. 追加保険料特約(団体扱用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般A-2)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般B)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般C)に係わる覚書」、「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)に係わる覚書」をいいます。
集金契約	団体扱に関する特約第2条(この特約の適用条件)に規定する集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める集金不能日をいいます。団体扱特約(一般C)または団体扱特約(口座振替方式)が適用されている場合は集金不能日等をいいます。
団体扱に関する特約	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約または団体扱特約(口座振替方式)をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料、追加保険料および年額保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に団体扱に関する特約が適用されていること。
- ② 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。

第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)および(2)に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約に定めるところにより、集金者を通じて追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (2) 団体扱に関する特約第5条(追加保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を通じて追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割することができます。
- (4) 条(集金者を通じて追加保険料を払い込む場合の通知)
- 前条の規定を適用し追加保険料を集金者を通じて払い込む場合で、保険契約者は被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出、同条項第5条(通知義務)(1)、同条項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条項(2)および同条(4)に定める通知を行うときは、書面またはファクシミリ等の通信手段により、直接当会社に通知するものとします。ただし、訂正の申出時または通知時に追加保険料(注)を払い込む場合を除きまます。
- (注) 前条(3)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)の規定により、団体扱に関する特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または団体扱に関する特約第7条に定める解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に對しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険金の支払に関する特則)

当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日のある前日までに生じた事故による損害または傷害に對しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

(注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第8条 (解除一特約失効による未払込保険料不払の場合)

(1) 当会社は、第5条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合には、保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は保険契約者に對して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日または団体扱に関する特約第7条(特約の失効または解除)に定める解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

13. 集団扱特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集団	当社が別に定める基準に適合する集団をいい、保険証券記載の集団をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分の保険料をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①から③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員(注)であり、かつ、集団扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。

イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注) その集団自身およびその集団を構成する構成員の役職員を含みます。

第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければならないません。

第4条 (保険料領収書の事故)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に對しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)に定めることにより従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社は、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に生じた事故による損害または傷害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めることにより従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に對しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款(注)に従い、保険金を支払います。

(注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に對してはこれを発行しません。

第7条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます)から将来に向かってのみその効力を失います。

① 集金契約が解消された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行なわなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契

約者が複数の団体特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
 (注1) 社との間の団体特約に係る他の集金契約を含みます。
 (注2) 同じ保険契約者が複数の団体特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。
 (3) (1)の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は連帯なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第8条 (特約失效後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。
 (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (4) (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

14. 追加保険料特約 (団体扱用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「団体扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料、追加保険料および年額保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。
 ① この保険契約に団体特約が適用されていること
 ② 集金者と当会社との間に「団体扱保険料集金に関する契約書」が締結されていること

第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 団体扱特約第5条(追加保険料の払込み)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)および(2)に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「団体扱保険料集金に関する契約書」に係る覚書に定めるところにより、集金者を通じ追加保険料を当会社に払い込むことができます。
 (2) 団体扱特約第5条(追加保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「団体扱保険料集金に関する契約書」に係る覚書に定めるところにより、集金者を通じ追加保険料を当会社に払い込むことができます。
 (3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割することができます。

第4条 (集金者を通じ追加保険料を払い込む場合の通知)

- 前条の規定を適用し追加保険料を集金者を通じ払い込む場合で、保険契約者は(被保険者が普通保険約款基本条項第4条(告知義務)(3)③の訂正の申出、同条第5条(通知義務)(1)、同条第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)および同条(4)に定める通知を行うときは、書面またはファクシミリ等の通信手段により、直接当会社に通知するものとします。ただし、訂正の申出または通知時に追加保険料(注)を払い込む場合を除きます。

(注) 前条(3)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

第5条 (特約失效後の未払込保険料の払込み)

- 団体扱特約第7条(特約の失效または解除)の規定により、団体扱特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は団体扱特約第7条に定める集金不能日等または解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

- 当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、団体扱特約第7条(特約の失效または解除)に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (保険金の支払に関する特則)

- 当会社は、第5条(特約失效後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、団体扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求がなったものとして、普通保険約款(注)を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

(注) 保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第8条 (解除・特約失效による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第5条(特約失效後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
 (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、団体扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

15. 追加返還保険料の集金者経由払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
変更日	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)(1)に定める通知を当会社が受領し承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、同条(1)の通知を当会社が受領した日と変更日が同じである場合は、当会社が契約内容変更を承認した日をいいます。

覚書	「保険料集金に関する契約書(一般A-1)に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般A-2)に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般B)に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書(一般C)に係る覚書」、「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)に係る覚書」または「団体扱保険料集金に関する契約書に係る覚書」をいいます。
集金契約	団体扱特約第2条(この特約の適用条件)に規定する集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱特約第7条(特約の失效または解除)に定める集金不能日をいい、団体扱特約(一般C)、団体扱特約(口座振替方式)または団体扱特約が適用されている場合は集金不能日等をいいます。
初回追加保険料	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)(3)①の規定により追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料全額をい、第1回追加保険料をいいます。
団体扱特約等	団体扱特約(一般A)、団体扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約(口座振替方式)または団体扱特約をいいます。
未払込保険料	第3条(この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)の追加保険料およびこの保険契約に定められた1か年分の保険料の合計額から既に払い込まれた分割保険料、追加保険料およびこの保険契約に定められた1か年分の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に団体扱特約等が適用されていること。
 ② 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。
 第3条 (この特約による契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)

- (1) この特約により契約締結後の通知方法および追加保険料の払込み)
 (3) ③の訂正の申出、同条第5条(通知義務)(1)、同条第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)に定める当会社に通知すべき事項が発生した場合、書面または当会社の定める通信方法により、当会社に通知を行うことができます。この場合、保険契約者は(普通保険約款基本条項第12条(4))の通知については、保険契約者はまたは被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することができます。

- (2) (1)に定める通知に基づき、普通保険約款基本条項第12条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)および同条(4)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、団体扱特約等第5条(追加保険料の払込み)(1)および同条(4)の規定にかかわらず、保険契約者は追加保険料を、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を通じて当会社に払い込むことができます。

- (3) (2)の追加保険料は、当会社の定める次のいずれかの方法により払い込むものとします。
 ① 追加保険料の全額を一時に払い込む方法
 ② 追加保険料を当会社の定める回数に分割して払い込む方法

- (4) 変更手続完了のうちお知らせに記載された変更日以後に発生した事故による損害または傷害に対しでは、当会社は契約内容変更後の条件で保険金を支払います。

第4条 (特約失效後の未払込保険料の払込み)

- 団体扱特約等第7条(特約の失效または解除)の規定により、同特約等が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または団体扱特約等第7条に定める解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければならないません。

第5条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

- (1) 当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または団体扱特約等第7条(特約の失效または解除)に定める解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が請求した初回追加保険料が払い込まれなかったことにより、前条の規定に従いこの特約が失效し、かつ、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、変更日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (保険金の支払に関する特則)

- 当会社は、第4条(特約失效後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日または団体扱特約等第7条(特約の失效または解除)に定める解除日以前までに生じた事故による損害または傷害に対しては、承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款(注)を適用します。

(注) 普通保険約款について適用される他の特約を含みます。

第7条 (解除・特約失效による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第5条(特約失效後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
 (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、特約失效日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条 (集金者による保険料返還)

- この特約により、保険契約の内容に契約内容変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、予め保険契約者から反対の意思表示のない限り、保険料の返還は、当会社の定める日に集金者を経て行うことができるものとします。

16. 通信販売特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事前審査済通知書	当会社があらかじめ保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約についての契約内容、保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した書類をいいます。
通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。
引受審査結果通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の①および②に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができるものとします。

- ① 申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して、保険契約の申込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第3条（通知書等の送付および申込書の送返）

(1) 前条の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、次の①および②に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知します。

- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
- ② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書

(2) 保険契約者が（1）の申込書の送付を受けた場合は、保険契約者は、申込書に所定の事項を記載し、引受審査結果通知書記載の返送期限までに当会社へ返送するものとします。

(3) 保険契約者により（2）の申込書が引受審査結果通知書の返送期限までに当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、（1）の申込みがなかったものとして取り扱います。

(4) (1)の規定にかかわらず、事前審査済通知書を保険契約者へ送付している場合で、かつ、あらかじめ審査した契約内容で前条①および②に掲げるいずれかの方法により、事前審査済通知書記載の期間内に申込みを受けたときは、次の①および②に掲げる書類の保険契約者への送付を省略できるものとします。

- ① 前条①によるときは、引受審査結果通知書
- ② 前条②によるときは、引受審査結果通知書および申込書

(5) (4)の事前審査済通知書に記載されたあらかじめ審査した契約内容と異なる契約内容で保険契約者より申込みを受けた場合には、当会社は、保険契約引受けの可否をあらためて審査するものとします。

第4条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、前条（1）の引受審査結果通知書または（4）の事前審査済通知書に従い、保険料を払い込むなければなりません。

(2) 引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載する保険料払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、引受審査結果通知書または事前審査済通知書に記載された保険料の払込期日の属する月の翌月末までに保険料（注文）の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じします。

（注）保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

17. 共同保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそぞれぞれの保険金または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に申し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に申し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。